

消費者相談窓口から ～平成17年度の相談事例から～

昨年5月マスコミ報道された富士見市の高齢者に対する訪問リフォーム工事事件から当相談室にも同様の相談が多く寄せられました。

「配水管の点検です」「無料でシロアリ点検します」「○○円で耐震診断します」などと言って家に入り込み高額な工事契約をさせられたが、本当に必要か不安になった、解約は可能かという相談です。

悪質業者は点検と称して家に上がりこみ「すぐに工事をしないと家が傾く」などと不安をあおったり「今ならキャンペーン中」と契約を急がせ、消費者に考える時間を与えません。

また、一度契約すると悪質業者の「カモ」にされ、次々と契約させられたという相談もあります。

高齢者を狙う悪質業者が後を絶たない現状では、家族や身近な人の見守りが必要です。注意してもらいたいポイントは、

- ①見慣れない業者が入り込んでいる。
- ②お金に困っている様子。
- ③請求書、領収書、納品書などが多くある。
- ④使っていない商品がたくさんある。

といった点です。当てはまるようでしたら、要注意です。

高齢者だけでなく、年齢を問わない相談として携帯電話やパソコン利用による消費者トラブルもあります。いわゆるワンクリック詐欺がその代表的なものです。携帯電話でネットサーフィン中に偶然アダルトサイトを見つけ、無料と表示があったので興味本位で項目をクリックした途端に登録となり料金表示された。払わないといけないかといった内容です。この場合自分の意思で登録したのではないので、契約は不成立と考えられ支払う必要はありません。

では「契約」とはどういう事でしょうか。一言で契約は法律上の約束のことで、約束ですから守らなければなりません。原則としてお互いの意思の合致があれば契約は成立します。ワンクリック詐欺はお互いの意思の合致がないので不成立といえるのです。

契約は申込みと承諾の意思の合致があれば口頭でも成立します。契約すると義務と権利が発生します。私たちは毎日気がつかない内に多くの契約をしています。契約をするときはよく考え、後悔しないようにしたいものです。

相談日	毎週月・木曜日(祝日を除く)
相談時間	午前10時～正午、午後1時～午後4時
場所	市役所第3庁舎2階
電話	551-1511(内)326

自然ともだちクイズ

別名「**喜百鳥**」ともいわれ、ホーホケキョの鳴き声で最も知っている、ウグイスのクイズです。



ウグイス:全長に約16cm、オス16cmメス13cm位、セブの中を跳ね回りながら、足音などを響かせる。「毎朝ウグイス」とよく言われるが、毎にきている鳥はメジロのことが多い。

問題 春になると、ホーホケキョ。しかし秋や冬など他の季節に鳴いているのを聞いた事はありません。なぜでしょう？

1. ホーホケキョと鳴くのは春・夏だけ。他の季節は別の鳴き方をする。
2. 春・夏はホーホケキョと鳴くけど、後は鳴くのを全くやめてしまう。
3. 渡り鳥なので春・夏が終わるとどこかへ行ってしまふ。

答え 1番

鳥の鳴き声には、

1. 縄張りを主張するためと、メスへの求愛のための「囀り」
2. 仲間同士の連絡のための「地鳴き」
3. 緊急の時に出す「警戒声」などが知られています。

ひとくちメモ

「地鳴き」「警戒声」は平素の生活に必要な物ですから、一年中出しています。ウグイスの「地鳴き」はチャッチャという声で、笹やブドウに多いので特に「警戒声」と呼ぶ事があります。

また、子育ての時期に発せられる警戒声は「ケッキョ、ケッキョ、ケッキョ、ケッキョ、…」と長く続ける大きな声で「ウグイスの谷渡り」と呼ばれています。



「ホーホケキョ」は、ウグイスの「囀り」です。メスを獲得し、縄張りを確保して子育てをするために必要な囀りです。この囀りは近隣の同じ種類に対して発せられており、大喧嘩してできた縄張りの主として近隣にその存在を知らせることで、ずっと喧嘩し続ける(喧嘩し続けると子育ての時間などなくなってしまふ)のを避けているのです。

この囀りは子育てをする時期に発せられる声なので日本では、春・夏にホーホケキョと聞こえる訳です。いずれにしてもウグイスの鳴き声は、人に聞かせるために出ているのではなく、近隣のウグイスに対して発せられているのです。このホーホケキョはオスだけのもの、メスを出しません。

R100
食料品・日用品の消費税率を
軽減しています

PREPARED WITH
SOYINK

本誌「あなたとわたし」は、市民がつくる市民のための男女共同参画情報誌です。多くの市民の方々とつくりあげていきたいと思っています。ご感想をはじめ、今後特集で取り上げてほしいテーマなど、ご意見・ご要望のある方は横浜市民生活環境部協働推進課までお寄せください。

市民編集員
市川 山崎 寺崎 秋枝 藤久多美子 森田 文明
企画編集
NPO法人 MAFA子育て環境支援センター

男女共同参画社会の形成とは・・・

男女が自らの意思で社会に参画する機会があり、均等に政治的、経済的、社会的利益等を受けることが出来、かつ共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。

問合せ 協働推進課 551-1511(内)341~3へ